

平成22年(行コ)第269号 八ッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟控訴事件

控訴人 柏村忠志 外19名

被控訴人 茨城県知事 外1名

証 拠 説 明 書 (甲B第127号証～131号証)

平成23年1月28日

東京高等裁判所 第10民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 谷 萩 陽 一

号 証	標 目	(原本・写 しの別)	作成年月日	作 成 者
甲B第127号証	平成22年堤防調査報告書	原本	H22.6.4	弁護士・高橋利明、同嶋田久夫、神原禮二
	立 証 趣 旨			
	<p>上記作成者は、平成22年4月9～10日と、同月18日、①烏川右支川・鎚川上流部(烏川合流点から14km地点)、②利根川本川上流宮田橋の直下流地区(本川河口より220km地点)、③同じく坂東橋右岸上流地点(同214km地点)、④同じく玉村大橋直上流部(同190km地点)、⑤烏川本川、城南大橋直下流部(利根川との合流点から14km地点)について、堤防の有無及び堤防高の調査を行ったが、これは、その調査報告書である。現場地図ほか、現場写真等を添付している。今回の調査は、関東地方整備局からの情報の開示で、さいたま地裁の同地整に対する嘱託調査によって明らかになった上記5地点の「計画堤防」の正確な断面位置が確認できたため実施した。調査結果の概要であるが、①、②、⑤の3地区については堤防は作られていない。無堤である。③の地区は、堤防高1.7mくらいの連続堤防が作られている(群馬県の管理区間)。④の地区も築堤されている。④の地区は、高崎市内の昭和大橋から下流約11kmの五料橋までの区間の一部をなしているが、この区間の左右両岸には一部の区間を除くと連続堤防が存在している(甲B第92号証の堤防調査報告書 参照)。以上のとおり、5地区のうち、堤防が存在しているのは③と④の地区であるが、これらの堤防の設置管理者は群馬県であり、さいたま地裁の関東地方整備局に対する調査嘱託によって明らかになった毎秒2万2000m<sup>3</sup>という基本高水の「計画河道」として設置されたものではない。国土交通省による、基本高水流量に対応した築堤はなされていないことが明らかになる。(第2準備書面「第1の2の(3)の主張事実についての立証資料」)</p>			

号 証	標 目	(原本・写 しの別)	作成年月日	作 成 者
同第128号証	意見書「森林の機能を無視した国土交通省による基本高水計算の誤謬」	原本	H22.5.15	関良基拓殖大学准教授
	立 証 趣 旨			
	<p>原告弁護団より、関准教授に対して、①鈴木雅一氏の国土交通省の有識者会議での発言や表明された見解についての解説、②飽和雨量や一次流出率という森林土壌の物理的性状と乖離した定数を組み込んだ場合の貯留関数法による流出計算への影響、③国土交通省は、利根川の基本高水流量の算出過程の情報を開示していないが、その問題点等について、鑑定意見書の作成を依頼した。本意見書は、関准教授がこれに応じて作成した意見書であるが、主たる事項は以下にとおりである。まず、①については、鈴木雅一氏が有識者会議で表明された意見と同じ考えを持つとされ、「飽和雨量 48mm」、「一次流出率 0.5」はあり得ない定数設定であるとされる。②については、長野県の浅川ダム計画においても、利根川と同様な定数の設定がなされていたが、計画と同規模の降雨で実測された洪水流量は計画の6分の1程度であったとの事例が示され、利根川でもピーク流量が過大に算出されている可能性を示唆した。③に関しては、「第三者が検証できる状態に置かないで行われた作業は科学の名に値しない」との意見を表明された。その当然の帰結として、関氏は、国土交通省に対して、流域住民らが基本高水の算定過程について検証が可能となるような情報の全面開示を求める見解を表明されている。(第2準備書面「第2の5」の立証資料)</p>			
号 証	標 目	(原本・写 しの別)	作成年月日	作 成 者
同第129号証	「水源かん養機能計量化調査報告書」(提出は表紙から52頁までと68頁、裏表紙)	写し	昭和63年3月	群馬県林務部
	立 証 趣 旨			
	<p>群馬県は利根川上流域の森林土壌の貯水能を把握するべく、昭和50年代に数年にかけてほぼ全流域にわたって調査を行ってきた。その調査結果が、昭和63年3月、表題の報告書としてまとめられ公表された。貴重な資料である。本報告書の主たるテーマは、「群馬県民有林土壌の貯水能と粗孔隙量」の関係の追及である。本報告書は群馬県立図書館で閲覧に供されている。この報告書では、森林土壌が降雨を土壌に貯留するメカニズムから説き起こし、森林土壌の持つ貯水機能が平易に解説されている。そして、流域の1平方メートル当りの「貯水能」は約270mmである(52頁 表一12)としている。ここでいう「貯水能」とは、土壌中のすべての粗孔隙量から「最小容気量」を差し引いた値であるとされている(本報告書38頁)。そして、この「貯水能」の容量の中で、洪水の調節機能を果たす部分が、どれくらいであるかについては本報告書では触れていないが、長野県林務部の報告書(甲B第130号証)によれば、そのうちの「40～60%」程度となるとされている。この例に拠れば、利根川上流域の流域貯留量ないし「飽和雨量」は、<math>270 \times 0.4 \sim 0.6 = 108 \sim 160</math> mm程度となることになる。(第2準備書面「第3」の立証資料)</p>			

号 証	標 目	(原本・写 しの別)	作成年月日	作 成 者
同第130号証	「森林と水プロジェクト」第一次報告(本編) (提出は、表紙から28頁までと、資料編の表紙と71、72頁)	写し	平成13年5月	長野県林務部
	立 証 趣 旨			
	<p>本報告書は、(独)森林総合研究所の研究員である藤枝基久氏の指導の下に行われた長野県林務部の薄川流域の保水力に関する調査報告書である。この報告書が取り上げているテーマは、大別すると、①薄川上流森林の洪水防止機能の評価と、②薄川上流森林における森林整備の指針ないし整備の方策、ということになるが、書証としての提出部分は、前記①に関する部分である。本報告書では、「流域の森林による樹冠遮断量と土壌水分貯留量の合計を流域保留量と推計した。」という基本的な考え方が示されている。そして、この流域保留量は、「先行降雨などによって既に土壌水分として貯留されている量があるため、連続降雨をそのまま貯留できる量ではない。」とされている(本報告書28頁)。以下の説明では、「樹冠遮断量」については説明を割愛する。本報告書では、「土壌水分貯流量」は粗孔隙量から最小容気量を差し引いた値であるとされているから、この土壌水分貯流量は、土壌が水分を貯留できる最大容量ということである。そこで、洪水調節に機能する孔隙量は、「土壌水分貯流量×0.4～0.6」であるとしている(本報告書27頁)。群馬県林務部の報告書(甲B129)では、「貯水能は粗孔隙量から最小容気量を差し引いた値」(甲B129号38頁)としているから、長野県林務部の「土壌水分貯流量」と、群馬県林務部の「貯水能」は、ほぼ同義である。そこで、群馬県の貯水能(270mm)から洪水調節機能を持つ孔隙量を算出するには、「貯水能×0.4～0.6」の算式が得られることになる。長野県林務部における森林土壌の洪水調節機能の算出作業においては、上記のとおり、森林土壌の粗孔隙量から最小容気量を差し引いた値に0.4～0.6を乗じた容量が飽和雨量に等しい値とされている。この実証例は、群馬県の森林土壌における「飽和雨量」の算出においても有効であるので、本報告書を提出するものである。(第2準備書面「第3の5」の立証資料)</p>			

号 証	標 目	(原本・写 しの別)	作成年月日	作 成 者
同第131号証	意見書2「利根川の基本高水流量毎秒 22000 m <sup>3</sup> の計算モデルの虚構」	原本	H22.6.14	関良基拓殖大学准教授
	立 証 趣 旨			
	<p>原告弁護団は、関准教授に対して、利根川の基本高水のピーク流量についての貯留関数法に基づく算出過程とその結果についての検証作業を依頼した。具体的な作業としては、カスリーン台風のピーク流量の算出に用いたとされる1980年計算モデルの検証であり、同モデルに基づいて、カスリーン台風の再現計算を行い、それと共に、国土交通省が自らの再現作業においても、良く適合したとしている4洪水(1958年洪水ほか)についての再現計算の実施と、その結果の分析評価である。流域の降雨データや23の流域分割図等は原告側から提供した。本報告書は、原告弁護団の依頼に対して、応えていただいた鑑定意見書である。この鑑定意見書の骨子は、まず、カスリーン台風洪水については、資料不足で再現計算ができなかったため、この検証作業の中では国土交通省の1980年計算モデルによる毎秒2万2000 m<sup>3</sup>という流出計算の適・否を直接的には検証するには至らなかった(鑑定結果の骨子Ⅰ)。しかし、4洪水については、その再現計算が可能となったので、この検証作業の中で、飽和雨量を48 mmとする国土交通省方式と、この飽和雨量を全国平均と見られている100 mmを代入した計算方式で比較したところ、ピーク流量は4洪水とも15～25%減少するという結論を得た(鑑定結果の骨子Ⅱ)。そこで、八斗島地点毎秒2万2000 m<sup>3</sup>というピーク流量に、15～25%という減少率を乗ずると、そのピーク流量は、毎秒1万6500～1万8700 m<sup>3</sup>にまで減少する可能性が高い(鑑定結果の骨子Ⅲ)。そして、1958年と59年洪水グループと、82年・98年グループとの再現計算結果とを対比すると、後者のグループの再現結果の方が国土交通省が公表している実績流量よりも25～35%も大きい値となったが、この乖離は20年以上の間の森林の生長による保水力の増大を示すものと思われる(鑑定結果の骨子Ⅳ)。そして、最後に、計画降雨規模の降雨のピーク流量を推計するに、既往最大のカスリーン台風時の洪水ピーク流量(毎秒1万6000 m<sup>3</sup>)に、上記Ⅲの低減率を乗ずると、八斗島地点のピーク流量は毎秒1万4000 m<sup>3</sup>に満たない流量となる(鑑定結果の骨子Ⅴ)、とするものである。(第2準備書面 「第4」の立証資料)</p>			